

町名地番変更に伴う住所変更等手続き

土地区画整理事業の完了に伴う町名地番変更により、住所や本籍、土地・建物の表記が変わります。

これに伴う住所変更などの手続きにつきましては、事業区域内にお住まいの方や事務所等を設置している事業者の皆様が、直接変更の手続きをしていただく必要のあるものと、市役所など関係機関が住所の書換え手続きを行うものがあります。

それぞれ代表的なものについて、以下のページによりご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

これら以外にも、勤務先等への届出、各種許認可・免許、預貯金通帳や生命保険、携帯電話など、住所の届出を要するものがありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関に直接ご確認のうえ、所定の手続きをお願いします。

なお、各種手続きは、換地処分公告（町名地番変更の実施日）以降に行っていただきますようお願いいたします。

1. 茂原市が変更手続きを行うもの（皆様の手続きが不要なもの）・・・2ページ
 2. 皆様に住所変更の手続きをしていただくもの・・・4ページ
 - 住民登録・福祉・税・農業・教育関係・・・4ページ
 - 自動車関係・・・6ページ
 - 年金関係・・・6ページ
 - 不動産（土地関係）・法人登記関係・・・7ページ
 - 保険・金融・その他関係・・・8ページ
- 「新旧の住所を確認できる書類について」・・・9ページ

新町名の郵便番号は

「297-0033」

になります。

※もともと大芝にお住まいの方は郵便番号に変更ありません。



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

1 茂原市が変更手続きを行うもの（皆様の手続きが不要なもの）

(こういうことは) 事項		各お問合せ先
住民票 (住民基本台帳)	手続きは不要です。住所欄は、茂原市の職権で書き換えます。	
	手続きは不要です。本籍欄は、茂原市の職権で書き換えます。	
戸籍の本籍変更	手続きは不要です。茂原市が職権で本籍を書き換え、「本籍の変更について（お知らせ）」をお送りします。	市民課 0475-20-1502
戸籍附票の住所変更	手続きは不要です。茂原市が職権で戸籍附票の本籍・住所を書き換えます。	
印鑑登録原票	手続きは不要です。茂原市が職権で住所を書き換えます。	
国民健康保険被保険者証	手続きは不要です。新住所の被保険者証を茂原市よりお送りします。	
国民健康保険限度額適用認定証または国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	手続きは不要です。新住所の限度額適用認定証または、限度額適用・標準負担額減額認定証を茂原市よりお送りします。	国保年金課 0475-20-1503
国民健康保険特定疾病療養受療証	手続きは不要です。新住所の特定疾病療養受療証を茂原市よりお送りします。	
国民健康保険税の納税通知書	手続きは不要です。そのまま使用できます。	
後期高齢者医療被保険者証	手続きは不要です。新住所の被保険者証を茂原市よりお送りします。	
後期高齢者医療限度額適用認定証または後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	手続きは不要です。新住所の限度額適用認定証または、限度額適用・標準負担額減額認定証を茂原市よりお送りします。	
後期高齢者医療特定疾病療養受療証	手続きは不要です。新住所の特定疾病療養受療証を茂原市よりお送りします。	
国民年金第1号被保険者の住所変更	原則、手続きは不要ですが、今回の住所変更後3か月以上経過しても日本年金機構からの郵送物が変更前の住所で送られた場合は、茂原市役所国保年金課または千葉年金事務所（043-242-6320）へお問い合わせ下さい。	
介護保険被保険者証	手続きは不要です。新住所の被保険者証を茂原市よりお送りします。	高齢者支援課 0475-20-1572
介護保険負担割合証	手続きは不要です。新住所の負担割合証を茂原市よりお送りします。	

1 茂原市が変更手続きを行うもの（皆様の手続きが不要なもの）

（こういうことは） 事項		各お問合せ先
介護保険負担限度額認定証	手続きは不要です。新住所の負担限度額認定証を茂原市よりお送りします。	高齢者支援課 0475-20-1572
重度心身障害者医療費助成受給券	手続きは不要です。新住所の受給券を茂原市よりお送りします。	障害福祉課 0475-20-1666
障害福祉サービス受給者証	手続きは不要です。新住所の受給者証ラベルを茂原市よりお送りします。	
障害児通所受給者証	手続きは不要です。新住所の受給者証ラベルを茂原市よりお送りします。	
自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療）	手続きは不要です。新住所の受給者証を茂原市よりお送りします。	
子ども医療費助成受給券	手続きは不要です。新住所の受給券を茂原市よりお送りします。	子育て支援課 0475-20-1573
市県民税・軽自動車税の納税通知書	手続きは不要です。そのまま使用できます。	市民税課 0475-20-1577
固定資産税・都市計画税の納税通知書	手続きは不要です。そのまま使用できます。	資産税課 0475-20-1579
固定資産課税台帳における土地・家屋の所在表示の変更	手続きは不要です。不動産登記に伴い、固定資産課税台帳における土地・家屋の所在表示を茂原市で変更します。登記していない家屋についても、茂原市で変更します。	
固定資産課税台帳における所有者住所の変更	手続きは不要です。茂原市が新住所に変更します。住所変更はがきの提出は不要です。	
「広報もばら」郵送申し込みを行っている方	手続きは不要です。引き続き新住所に「広報もばら」を郵送します。	秘書広報課 0475-20-1512
農地銀行	手続きは不要です。登録の農地の表示を農業委員会で訂正します。	農業委員会 0475-20-1530
農地台帳	手続きは不要です。登録の農地の表示を農業委員会で訂正します。	農業委員会 0475-20-1530
犬の登録	手続きは不要です。茂原市が登録原簿の住所変更手続きを行います。	環境保全課 0475-20-1504
下水道の使用場所（住所）	手続きは不要です。使用料は（株）東計電算がこれまでどおり検針を行い、新住所宛てに水道料金と合わせて納付書、領収証等をお送りします。	下水道課 0475-20-1549
学齢簿等の住所変更	手続きは不要です。茂原市で変更します。	学校教育課 0475-20-1558
千葉県青少年相談員名簿記載事項変更	手続きは不要です。事務局で変更します。	生涯学習課 0475-20-1559

2 皆様に住所変更の手続きをしていただく主なもの

■ 住民登録・福祉・税・農業・教育関係

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先	
【 マイ ナ ン バ ー 】	・通知カード の住所変更	本人又は同一 世帯員	市民課	お早目に変更 手続きを行っ てください。	○通知カード ○本人確認書類 (運転免許証、障 害者手帳、保険証 等)が必要です。	市民課 0475-20-1502
	・マイナンバー カード(プラス チック製:写真 付)の住所変更	本人又は同一 世帯員	市民課	お早めに変更 手続きを行っ てください。	○マイナンバー カード ※暗証番号(数字 4桁及び英数字6 桁以上16桁以 下)が分かるよ うにしてきてくだ さい。	
住民基本台帳カード (プラスチック製) の住所変更	本人又は同一 世帯員	市民課	お早めに変更 手続きを行っ てください。	○住民基本台帳 カード ※暗証番号(数字 4桁)が分かるよ うにしてきてくだ さい。	市民課 0475-20-1502	
・在留カード ・特別永住者証明書	本人又は同一 世帯員	市民課	お早めに変更 手続きを行っ てください。	○在留カード、特 別永住者証明書		
身体障害者手帳	本人又は家族	障害福祉課	お早目に変更 手続きを行っ てください。	○茂原市から送ら れた通知文 ○身体障害者手帳 ○マイナンバー カードまたは (※)通知カード (本人分) ○印鑑		障害福祉課 0475-20-1666
療育手帳	本人又は家族	障害福祉課	お早目に変更 手続きを行っ てください。	○茂原市から送ら れた通知文 ○療育手帳 ○印鑑		
精神障害者保健福 祉手帳	本人又は家族	障害福祉課	お早目に変更 手続きを行っ てください。	○茂原市から送ら れた通知文 ○精神障害者保健 福祉手帳 ○マイナンバー カードまたは (※)通知カード (本人分) ○印鑑		

■ 住民登録・福祉・税・農業・教育関係

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
自立支援医療受給者証 (精神通院医療)	本人又は家族	障害福祉課	お早目に変更手続きを行ってください。	○茂原市から送られた通知文 ○自立支援医療受給者証 ○マイナンバーカードまたは (※)通知カード(本人分) ○印鑑	障害福祉課 0475-20-1666
特別児童扶養手当証書	本人又は家族	障害福祉課	お早目に変更手続きを行ってください。	○茂原市から送られた通知文 ○特別児童扶養手当証書 ○マイナンバーカードまたは (※)通知カード(本人分) ○印鑑	
農業者年金 (住所変更)	本人又は家族	JA長生	届出の期限はありません。 お早目に変更手続きを行ってください。	○農業者年金住所変更届出書 ○印鑑	農業委員会 0475-20-1530
生活保護受給者の居住地	本人又は家族 又は世帯員	社会福祉課	6ヶ月以内を目安として変更手続きを行ってください。	○世帯変更申請書	社会福祉課 0475-20-1571
奨学生・借受人異動届	奨学生(茂原市奨学資金を貸りている者)・借受人(返済している者)及び連帯保証人	教育総務課	届出の期限はありません。 お早目に変更手続きを行ってください。	○奨学生・借受人異動届	教育総務課 0475-20-1557

(※) 通知カードを持参の場合は、本人確認書類(運転免許証、パスポート等)が必要です。



■自動車関係

＜ご注意ください＞ 市役所以外の住所変更手続きに際しては参考となります。お手続きの前に必ずお問い合わせください。

(こういうことは) 事項	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
自動車運転免許証	運転免許センター 最寄りの警察署	期限はありません。 お早目に変更手続きを行ってください。	○「新旧の住所を確認できる書類」 ○運転免許証 ○本籍の変更もある場合は「本籍変更について（お知らせ）」（2ページ「戸籍の本籍変更」参照）が必要になります。	千葉運転免許センター（幕張） 043-274-2000 最寄りの警察署
自動車の所有者及び使用者	関東運輸局 千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所	早急に手続きをしていただく法的義務はございませんが、売買・廃車等をされる方は、旧住所のままでは支障がありますので、必要に応じて手続きをお願いします。	○「新旧の住所を確認できる書類」 ○自動車検査証 ○所有者、使用者が別で登録されている場合は使用者印（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印） ○所有者印（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印）	関東運輸局 千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 050-5540-2025
軽自動車の所有者及び使用者	軽自動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦支局			軽自動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦支局 050-3816-3116

■年金関係

＜ご注意ください＞ 市役所以外の住所変更手続きに際しては参考となります。お手続きの前に必ずお問い合わせください。

(こういうことは) 事項	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
各種年金（国民年金・厚生年金）を受給されている方のうち毎年、現況届を提出されている方の住所変更	千葉年金事務所茂原分室または千葉年金事務所	速やかに変更の手続きをお願いします。	千葉年金事務所へお問い合わせ下さい。 ※共済年金受給者は各共済組合へお問い合わせ下さい。	千葉年金事務所 043-242-6320

■年金関係

＜ご注意ください＞ 市役所以外の住所変更手続きに際しては参考となります。お手続きの前に必ずお問い合わせください。

(こういうことは) 事項	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等
厚生年金、共済組合加入者及び第3号被保険者の住所変更	勤務先 各共済組合	勤務先及び各共済組合へお問い合わせ下さい。	

■不動産(土地建物)・法人登記関係

＜ご注意ください＞ 市役所以外の住所変更手続きに際しては参考となります。お手続きの前に必ずお問い合わせください。

(こういうことは) 事項	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
<p>土地建物の登記簿 (所有者の住所変更)</p> <p>※土地・建物の所有者の方で、変更地区に住所がある方が対象です。</p> <p>※表題部(土地建物の表示)は法務局で書き換えますので、手続きは不要です。</p>	千葉地方法務局 茂原支局(登記所)	早急に手続きしていただく法的義務はございませんが、売買・抵当権等の設定又は抹消をされる方は、旧住所のままでは支障がありますので必要に応じて手続きをお願いします。	<p>○「新旧の住所を確認できる書類」</p> <p>○登記申請書</p> <p>○印鑑<<シャチハタ不可>></p> <p>○本籍の変更もある場合は「本籍表示変更通知書」(2ページ「戸籍の本籍変更」参照)も必要です。</p>	千葉地方法務局 茂原支局 0475-24-2188
商業・法人登記	商業・法人登記の本店等、役員の住所を管轄する法務局(登記所) 千葉県内の場合 は千葉地方法務局 法人登記部門	<p><<速やかに変更の手続きをお願いします。>></p> <p>本店の場合 2週間以内</p> <p>支店の場合 3週間以内</p>	<p>○「新旧の住所を確認できる書類」</p> <p>○登記申請書</p> <p>○届出印鑑<<法人印>></p>	商業・法人登記の本店等、役員の住所を管轄する法務局 千葉県内の場合 は千葉地方法務局 法人登記部門 043-302-1315

■保険・金融・その他関係

＜ご注意ください＞ 市役所以外の住所変更手続きに際しては参考となります。お手続きの前に必ずお問い合わせください。

(こういうことは) 事項	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等
社会保険に加入している方	勤務先の社会保険担当部署	勤務先の社会保険担当部署にお問い合わせください。	
金融機関 各種許認可免許 登録証等	各機関へお問い合わせください。	住所変更証明書 その他の必要書類は、各関係機関へお問い合わせください。	
クレジットカード 会社等	ご契約のクレジットカード会社等へお問い合わせください。		
その他	勤務先の会社、通学先の学校等への届出、携帯電話等の手続きをお願いします。		

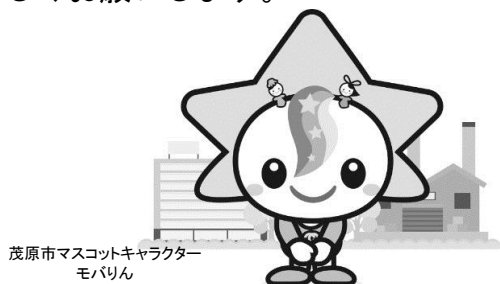
■住所変更通知用はがき

日本郵便株式会社から提供された「住所変更案内葉書」をお配りしますので、知人や取引先等への新住所のお知らせにご利用ください。【1世帯当たり一般世帯50枚、法人3,000枚】
(葉書は、換地処分後に郵送でお配りします。)

尚、上記一覧は主なものです。詳しくは各機関へお問い合わせください。

その他、住所変更を必要とするものがある場合は、適宜ご自身で変更手続きをしていただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

また、変更後、しばらくの間、旧住所で郵便物等が発送される場合もございますが、ご理解の程よろしくお願いします。



発行・監修
茂原市都市建設部都市整備課

「新旧の住所を確認できる書類」について

住所変更手続きに必要な「新旧の住所を確認できる書類」とは、次の①～④のいずれかになります。

① 町名地番変更証明書

土地区画整理事業の整備が完了(換地処分公告)することに伴い、住所(町界 町名 地番)が変更されますが、その際に送付される文書が「町名地番変更証明書」です。この証明書は、住所(町界 町名 地番)の変更実施日時点において、変更地区内に住民登録をされている皆様、あるいは事業施行者が実施した調査等により事業所や営業所などの所在が確認できた事業者の皆様へ送付しています。

この証明書は、住所(町界 町名 地番)の変更を証明する書類として、下記②の証明書と同様に、各種の住所変更手続きの際にご利用いただけますが、再発行ができないため、最初に送付した枚数で足りない場合や、紛失された時は、下記②の証明書を申請してください。

② 住所変更証明書

土地区画整理事業の実施に伴う住所(町界 町名 地番)の変更を証明するものです。上記①の証明書と内容は同じですが、申請により証明するものとなっており、氏名が記載されます。

最初に送付した「町名地番変更証明書」が足りない場合、または、氏名が記載された証明書が必要な場合にご利用ください。

申請は、『茂原市役所 市民課』(庁舎2階)の窓口で行うことができます。

必要書類は次のとおりです。(手数料は無料です。)

申請方法	必要書類等
窓 口	(1)必要事項を記入した申請書(申請書用紙は市民課窓口にあります。) (2)申請者(来庁される方)の身分証明書(運転免許証等) ※ 申請者が別の世帯の場合、委任された方からの委任状

③ 所在地番変更証明書

土地区画整理事業の実施に伴う法人の所在地(町界 町名 地番)の変更を証明するものです。

申請は、『茂原市役所 市民税課』(庁舎2階)の窓口で行うことができます。

必要書類は次のとおりです。(手数料は無料です。)

申請方法	必要書類等
窓 口	(1)必要事項を記入した申請書(申請書用紙は市民税課窓口にあります。)

④ 住民票の写し(「住所の履歴」が記載されたものに限りです。)

茂原市役所市民課・本納支所(ほのおか館内)の窓口で、交付請求ができます。(1通 300円)

※ 交付請求の際に、「区画整理により変更になった【住所の履歴】の記載が必要」であることを必ずお伝えください。

※ コンビニエンスストアのマルチコピー機では、【住所の履歴】などを記載した住民票の写しは発行できませんので、必ず「窓口」で交付を受けてください。